

甲子園大学動物実験規程

(目的)

第1条 この規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）」及び「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年日本学術会議）」に基づき、甲子園大学（以下「本学」という。）において、動物実験を計画及び実施する際に遵守すべき事項を示し、生命尊厳の観点と科学的観点から適正な動物実験の実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学において実施されるすべての動物実験に適用する。

(動物実験委員会)

第3条 この規程の円滑な運用を図り、動物実験全般について審議し、必要な施策を講じるため、本学に動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、本学栄養学部の教員をもって組織する。
- 3 委員長及び副委員長は、学長が指名する。
- 4 委員は、委員長が学長に推薦し、学長が委嘱する。
- 5 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 学長は、必要に応じて学内外の学識経験者を委員として委嘱することができる。

(実験動物の飼育及び管理)

第4条 実験者は、動物飼育・実験に関する設備（動物実験室）の維持・管理に努め、適切な給餌・給水等の飼育管理を行う。

- 2 実験者は、実験中の動物については、実験施設内への動物の搬入から実験終了に至る全期間にわたって、動物の状態を子細に観察し、その都度、適切な処置を施す。
- 3 実験者は、実験動物の生活環境を保全するために、汚物等の処理は早期かつ迅速に行う。
- 4 実験者は、動物実験室を常に清潔に保ち、微生物等による環境汚染、悪臭発生、騒音等の防止を図るようにする。

(実験計画の立案)

第5条 実験者が動物実験を行うに当たっては、動物実験計画書を委員会に提出し、審査を経て承認を得ることが必要である。

2 実験者は、動物実験の範囲を研究目的に必要な最小限にとどめ、適正な供試動物の選択や実験方法の検討を十分に行う。

3 実験者は、実験計画に際して、生きた動物の使用を可能な限り減らし、培養細胞や発育鶏卵等の単純な生命体を利用する代替法を考慮する。

4 実験者は、良質な動物を効率的に使用することによって実験動物数を減らし、合理的で精度をあげるような実験計画の立案を心がける。

5 実験者は、委員会に加え学外専門家等の助言を求め、最も適切な動物実験の方法を使用する。

(実験の実施)

第6条 実験者は、動物実験に当たって、麻酔薬の適切な投与や保安等に留意し、実験動物にできる限り苦痛を与えない方法で実験を行うとともに、動物の状態を観察して、必要に応じて適切な処置を講じる。

(実験終了後の処置)

第7条 実験を終了したか、または、中断した実験動物を処分するときは、速やかに適切な麻酔薬の投与、頸椎脱臼等の方法で実験動物にできる限り苦痛を与えないよう配慮する。

2 実験動物の死体は、速やかに消毒液で処理し、包装を完全にして、動物実験室の洗浄室に設置してある死体保管用冷凍庫に貯納し、後日、一括して死体処理業者に引き渡す。

(安全管理等に特に注意を払う必要のある実験)

第8条 実験者は、物理的、化学的に危険な物質、あるいは病原体などを扱う動物実験においては、実験者等の安全を確保することはもとより、飼育環境の汚染により動物が障害を受けたり、実験結果の信頼性が損なわれたりすることの内容に、十分に配慮しなければならない。

2 遺伝子改変動物を取り扱う動物実験を行う場合は、DNA安全委員会で承認を受けると共に飼育室及び実験室での実験動物の安全確保が可能か、別途審議し検討することとする。

(実験の差し止め)

第9条 学長は、実験者がこの規程の定めに著しく逸脱した場合には、当該実験を差し止めることができる。

(緊急時の措置)

第10条 委員会は、地震、火災その他災害のために実験動物が逃亡し、危害を加えたりまたはその恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに、速やかに学長に状況を報告し、その指示を受ける。

(自己点検及び評価)

第11条 委員会は、動物実験に関する必要な事項が、すべて法、規程等に適合していることを自己点検・評価し、学長に報告するものとする。

(情報公開)

第12条 本学における動物実験等に関する情報（動物実験等に関する指針、動物実験計画、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価等）は、ホームページを通じて公表する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、動物実験委員会で協議の上、評議会の議を経て、学長が行う。

附則

この指針は、昭和63年10月18日から施行する。

附則

この規程は、平成26年6月17日から施行する。